

軽度者の福祉用具貸与例外給付についての流れ

対象外種目				
車いす及び車いす 付属品	特殊寝台及び特殊 寝台付属品	床ずれ防止用具及 び体位変換器	認知症老人 徘徊感知器	移動用リフト (つり具の部分を除く)
基本調査項目の結果が例外給付が認められる状態像（第23号告示第21号のイで定める状態像）に該当するか				

はい

保険給付可能

いいえ

貸与品目が「車いす及び車いす付属品」
もしくは「移動用リフト」であるか。

はい

下記の基本調査項目では判断できない第23号告示第21号のイで定める状態像と指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断できるか

- ◆車いす及び車いす付属品の場合
日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- ◆移動用リフトの場合
生活環境において段差の解消が必要と認められる者

はい

いいえ

※判断においては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより行う。

例外給付の対象とすべき下記の状態像の i) から iii) に該当するか

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第21号のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第21号のイに該当する者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第21号のイに該当すると判断できる者

はい

確認票の提出により保険給付可能

下記（1）と（2）の要件を満たし、確認票を提出することで保険者が確認した場合に保険給付の対象となる。

- （1）例外給付の対象とすべき状態像の i) から iii) のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- （2）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

いいえ

保険給付不可